

印旛郡市スポーツ協会会則

第1章 総 則

第1条 本会は印旛郡市スポーツ協会といい、(財)千葉県スポーツ協会に加盟する。

第2条 本会の事務局は会長の指定したところにおく。

第3条 本会は印旛郡市(佐倉市、四街道市、八街市、白井市、印西市、富里市、酒々井町、栄町「以下8市町」という。)の加盟団体を統括し、かつ、これを代表する団体であって、印旛郡市民の体力の向上とスポーツ精神の高揚を図り、地域のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツに関する調査研究、宣伝啓発および指導。
- (2) 印旛郡市民スポーツ大会等競技会、講習会各種行事の実施。
- (3) スポーツ指導者の育成。
- (4) (財)千葉県スポーツ協会との連絡ならびに加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図る。
- (5) 千葉県民体育大会に選手ならびに役員を派遣する。
- (6) スポーツ功労者並びに優秀選手の表彰。
- (7) その他本会の目的達成のために必要な事業。

第2章 組 織

第5条 本会は、8市町の体育・スポーツ協会、郡市単位種目別団体、郡市単位学校体育団体をもって組織する。

第6条 本会に次の種目別専門部をおく。

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|---------------|
| 1 陸上競技 | 2 バレーボール | 3 ソフトテニス | 4 卓球 |
| 5 バスケットボール | 6 軟式野球 | 7 相撲 | 8 柔道 |
| 9 剣道 | 10 弓道 | 11 バドミントン | 12 空手道 |
| 13 サッカー | 14 レスリング | 15 ライフル射撃 | 16 ウエイトリフティング |
| 17 なぎなた | 18 アーチェリー | 19 ソフトボール | 20 ボウリング |
| 21 ゴルフ | 22 テニス | 23 ラグビー | 24 水泳 |
| 25 スキー | 26 クレー射撃 | 27 山岳 | 28 自転車 |
| 29 ハンドボール | 30 スケート | 31 カヌー | 32 馬術 |
| 33 ボクシング | | | |

第7条 本会は、第5条に規定する団体として、総会において承認されたものを加盟団体とする。

- 2 加盟団体が都合により脱退しようとするとき又は、加盟団体として不適当と認められるときは、総会の承認を経て退会とする。

第3章 役 員

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理事長 1名 (4) 副理事長 若干名

(5) 理事 各市町 2名 専門部代表 5名 小中体連 2名 学識経験者 若干名

(7) 監事 2名

第9条 会長・副会長・理事長・副理事長は、8市町の体育・スポーツ協会の会長会議において選出し理事会の承認を経て、総会において選任する。

2. 監事は総会において選任する。

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。

3. 理事長は理事会を組織し、本会の定められた事項を審議する。

4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故ある時はその職務を代行する。

5. 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第12条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 会長は理事会の承認を経て顧問及び参与を委嘱する。

3 顧問及び参与は会長の諮問に応じて会議に出席して意見を述べることができる。ただし議決に加わることはできない。

第4章 機関

第13条 本会の目的を達成するため、評議員を8市町の体育・スポーツ協会並びに第6条の各専門部より1名選出する。

2 評議員は、各団体の事業の企画、運営を行うものとする。

第14条 本会の会議は、総会及び理事会、8市町の体育・スポーツ協会会長会議とする。

2 定期総会は役員及び評議員をもって総会とし、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、理事会においてその必要と認めるとき開催する。

4 理事会は役員（監事を除く）をもって理事会とし必要に応じて開催する。

5 会議は全て会長が招集する。

第15条 総会は次の事項を決議する。

(1) 会則の制定又は改正 (2) 事業計画及び収支予算の承認 (3) 事業報告及び収支決算の承認 (4) その他理事会において必要と認めた事項

第16条 理事会は次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項 (2) その他会議において必要と認めた重要な事項

第17条 会議はその構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 会議の議長は理事長があたる。

3 会議の議決は出席者の過半数でこれを決し可否同数の時は議長の決するところによる。

第18条 事務局は、事務局長（1名）及び事務局員で構成し、庶務・会計を掌る。

2 事務局長は、会長が指名する。

第5章 会 計

- 第19条 本会の経費は、負担金、交付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終える。
- 第21条 本会の会計は4月30日までに決算して監事の監査を受けなければならない。
- 第22条 本会則に定めるもののほか、本会の会務の執行に関し必要な事項は会長が定める。

第6章 附 則

- | | | |
|------------------------------|------|---------------------------|
| 第1項 削除 | 第 | 10項 本会則は平成20年5月10日より施行する。 |
| 第2項 本会則は評議員会の議決によらなければ変更できない | 第11項 | 本会則は平成22年5月 8日より施行する。 |
| 第3項 本会則は昭和58年5月28日より施行する。 | 第12項 | 本会則は令和 2年4月 1日より施行する。 |
| 第4項 昭和60年4月1日より成田市が独立する。 | | |
| 第5項 本会則は平成7年5月13日より施行する。 | | |
| 第6項 本会則は平成9年5月10日より施行する。 | | |
| 第7項 本会則は平成11年5月9日より施行する。 | | |
| 第8項 本会則は平成12年5月13日より施行する。 | | |
| 第9項 本会則は平成18年5月13日より施行する。 | | |